

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審査請求人	申請年月日及び申請理由	原処分年月日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備 考
1	富山県知事	富山県富山市在住 73歳の男性	平. 1 5 . 4 . 2 (認定申請・・・ 平. 14. 6. 21) 昭和40年頃、腰痛 ・下肢痛出現 昭和46年、歩行困難 昭和58年以降、腰痛 ・下肢痛等により入通院を繰り返す 平成11年、立位・歩行不可 平成13年、全身の痛み増強	平. 1 5 . 1 0 . 1 (平. 15. 10. 16) (平. 15. 12. 18)	平. 1 6 . 1 . 1 7	イタイタイ病認定	棄 却 認定申請者については、イタイタイ病の認定条件の4項目のうち(1)～(3)が満たされていること及び(4)のうち「骨粗しょう症」であることは認められるが、「骨軟化症」の所見がなく、また、認定審査会の審理に関し著しい瑕疵があったとは認められないので、認定申請者をイタイタイ病と認定しないとした原処分は妥当である	認定申請者は、審査請求人の母 大正4年出生、出生から死亡時まで、旧富山県婦負郡に居住 平成15年4月、認定申請者が死亡(享年87歳)したため、同月、認定申請者の長男が決定申請を行った
2	同 上	富山県富山市在住 54歳の男性	平. 1 5 . 4 . 2 3 昭和60年以降、両下肢痛・歩行困難等により入通院を繰り返す 平成13年、寝たきりとなり、立位及び歩行不可	平. 1 5 . 1 0 . 1 (平. 15. 10. 16) (平. 15. 12. 18)	平. 1 6 . 1 . 1 7	イタイタイ病認定	原処分を取り消す 認定申請者の原処分時以前の資料により、骨軟化症の所見を積極的に示しているとは言えず、認定申請者をイタイタイ病と認定しないとした原処分については、必ずしも誤りがあったということではないが、原処分後約4か月後に剖検によって骨軟化症の存在が明らかになったため、この新たな剖検所見も踏まえつつ、生前の各資料について骨軟化症の存在が原処分時にもあったと推定できる所見が見られるかどうか再度精査してみる必要があると考えられるので、認定審査会において再度審理し、判定を行うことが適当である	認定申請者は、審査請求人の祖母 大正2年出生、出生から死亡時まで、旧富山県婦負郡に居住 認定申請者が、審査請求後の平成16年2月に死亡(享年90歳)したため、同月、審査請求人が地位を承継 裁決の詳細は、別添を参照

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審査請求人	申請年月日及び 申請理由	原処分年月日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審査請求年月日	審査請求の 趣旨	裁決及び理由	備 考
3	岡山県 倉敷市長	岡山県倉敷市在住 67歳の女性	平. 19. 1. 24 被認定者は、認定 以来20数年にわた ってぜん息に苦し められ、たびたび 発作を繰り返して きたのであるか ら、これが死因に まったく影響を与 えなかったと言 えない	平. 19. 3. 1 (平. 19. 3. 14) (平. 19. 3. 29)	平. 19. 4. 22	遺族補償費 の支給	棄 却 被認定者は、肝がんにより 死亡したもので、その死亡 と認定疾病との間に因果関 係は認められないので、こ れと同趣旨による原処分は 妥当である	被認定者は、審査請求人 の夫 昭和10年岡山県で出生 認定年月は、昭和55年6 月 認定疾病は、気管支ぜん 息 死亡時の障害等級は2級